

別紙 5  
(事後公表)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を締結したので、奈良県契約規則(昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号)第 16 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 19 日

1.契約の名称、数量及び契約金額

- (1)名 称 史跡桜井茶臼山古墳の維持管理(史跡地の除草及び清掃)
- (2)契約金額 1,067,000 円

2.契約の相手方の名称及び所在地

- (1)名 称 公益社団法人桜井市シルバー人材センター
- (2)住 所 奈良県桜井市豊田 311 番地の 2

3.契約年月日

令和 6 年 5 月 21 日

4.契約の相手方を選定した理由

令和 6 年 5 月 9 日付けで事前公表した決定方法で該当した者

5.契約事務を担当する所属

奈良県 地域創造部 文化財課

住 所 奈良市登大路町 30 番地  
電 話 0742-27-9866(ダイヤルイン)  
F A X 0742-27-5386